

教員の「長時間勤務＝時間外勤務」の、早急な改善を求める請願

請願人

住所

氏名

行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

請願の趣旨 理由。

- 1 中教審（中央教育審議会）ガイドライン（2018年12月7日朝日新聞）報道を基に、2018年12月、改善等を求める請願をしました。
- 2 その時の請願事項は次のとおり。
 - 1 （本来は、学校長、及び行政が、言われることであるかもしれないが）学校行事ということで、取り組まれている宿泊を伴うものについては、安全等のため、縮小、今後は宿泊をなくするための取り組みをする事。
 - 2 学校行事においては、その準備、用意は、時間内に、できるように、計画、実施をさせる事。
 - 3 学校長には、まずは、職員に対して時間外にならないような職務計画、遂行することを指導、及び時間外勤務をさせないことが職務であることを自覚させること。
 - 4 部活動については、本務でないことを保護者、全職員に周知すること
 - 5 部活動については、（児童生徒）全員加入、全職員による顧問制度はやめる事、
 - 6 部活動は、自由参加、自主的な、顧問制度にする事
 - 7 1年単位の、変形労働時間制は、導入しないこと。
その後目に見える変化があったといえるかどうか、不明である。
県立高校では、80時間越えをなくしたとの報告も聞いている。
- 3 当時の報道（2018年12月7日）では、授業準備など、時間外の仕事を正式に勤務として認め、とある。また残業、月45時間以内、とある。本来は、残業は0である。
- 4 今回（2021年4月22日）、大治町立大治中学校、2020年度3月の勤務に関する公文書公開請求にたいして、公開されたものを受け取りました（資料1 関係分）最高の時間外勤務時間103；44時間外勤務時間、80時間越え職員は、10名である。
また個人の表（資料1の最後）から、退勤時間が、23；57という



のがある。勤務間インターバル（資料 2）勤務から次の勤務までの「11 時間確保」からすると、当然外れていることは明らかである。

一人でも、過重労働を強いられている職員がいることは、認められないということである。100 時間以上がいまだにいるということは、すぐになくさなければならないということである。

- 5 「過労死ライン＝月 80 時間」変わるか（資料 3）では、「月 65 時間」を求める意見書、これは資料に基づいた数値、結果とのことである。ということからすると、大治中学校の実態は、103；44 時間越え職員がいることは、早急に対処しなければならないことであるといえる。103；44 時間越えでも、103；44 時間は無給でないかといえる

これまで、県教育委員会への請願で、大治中学校に対しての改善を求めてきました。それでも、80 時間～越えの職員が、存在しています。文書を受け取るとき、大治教育委員会職員に 80 時間の理由はと、お聞きしたら、部活動が、とのことでした。

請願者としては、何とかありませんか、という悲痛な思いである。過酷労働訴える声殺到（資料 4）は、一宮市の教員の声、過重労働で休みを繰り返すという愛知県の教諭、の実態。が取り上げられる。

請願事項

- 1 80 時間超えの職員がいる学校については、改善のための具体的計画、実行を求めること。参考「教師の時短術 5 選（資料 5）を示す。
- 2 改善実行の計画等、作成、実行できない職員がいる学校については、学校長に、具体的方法等を指導すること。
- 3 今年、特に 80 時間超えの職員がいる学校（大治中学校も含む）については、校長等管理職に対して、職員の生命、健康を害していること、安全配慮等違反であることを理解、認識をさせること。

添付資料

- 資料 1 3 大教学第 10-2 号 大治中学校勤務状況一覧
資料 2 勤務間インターバル（中日新聞 2021 年 6 月 7 日）
資料 3 「過労死ライン＝月 80 時間」変わるか（朝日新聞 2021 年 6 月 21 日）
資料 4 過酷労働訴える声殺到（中日新聞 2021 年 6 月 17 日）
資料 5 教師の時短術 5 選 週刊ダイヤモンド 2021、6、12

（口頭意見陳述希望）